

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年10月3日（令和7年（行情）諮問第1130号）

答申日：令和8年7月1日（令和8年度（行情）答申第298号）

事件名：「集団的個別指導の対象となる保険医療機関及び保険薬局の選定に係る調査票情報（「医療費の動向」調査の基本データ）の提供について（申出）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年5月15日付け厚生労働省発保0515第3号により厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の記載は、省略する。）。

##### （1）審査請求書

###### ア 趣旨

（ア）原処分の決定通知書において、「2 不開示とした部分とその理由」の項番3「上記1の行政文書のうち、（別紙）の「4 利用する調査票情報の名称及び範囲」の年次等について」（以下「本件不開示部分」という。）は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当しない。

（イ）本件不開示部分を不開示とすることは、行政手続法8条で規定されている理由提示の考え方に反しており、違法である。

###### イ 理由

###### （ア）前提となる事実

前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

a 2015年12月25日付け答申（平成27年度（行情）答申

第626号)

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下、第2において「情報公開審査会」という。）は、2015年12月25日付け答申（平成27年度（行情）答申第626号、以下「先例答申」という。）の第5の2において、以下の判断を示している。

なお、下記引用部分の「データ対象月」について、処分庁は、先例答申の第3の3（5）アにおいて、「レセプト1件当たりの平均点数の算出基礎となるデータが、具体的にどの月」（以下「データ対象月」という。）のレセプトに基づくデータであるかを特定し易くなる。」と説明している。

（引用開始）

2 本件対象不開示部分の不開示情報該当性について

ア （略）

イ 上記の諮問庁の説明について検討するに、診療報酬は、通常は診療月の翌月10日頃までにその請求が行われており、大部分の診療報酬はそのルールにのっとり請求が行われているとのことであるから、仮に、本件対象不開示部分を公にすることでデータ対象月が特定されたとしても、データ対象月には診療報酬の請求点数を過少に請求することにより平均点数を低く抑えたり、データ対象月の分として診療報酬を請求せずにデータ対象月以外の診療月分として遅らせて請求を行うなど、意図的にレセプト1件当たりの平均点数の操作を行った場合、データ対象月以外の診療報酬の請求にその影響が現れ、指導する側の察知するところとなると推認される。

ウ （略）

エ 上記イ及びウの検討を踏まえると、本件対象不開示部分を公にすると、集団的個別指導及び個別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当するとの諮問庁の説明は是認できない。

（引用終わり）

b 2019年9月25日付け裁決書（厚生労働省発保0925第3号）

処分庁は、2019年1月15日付け本件対象行政文書（原文ママ）について、2019年3月14日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0314第12号）において、（別紙）の4利用する調査票情報の名称及び範囲（2）については、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又

は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該部分は法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため不開示とした。

しかしその後、処分庁は、審査請求人が行った別件審査請求を受け、2019年9月25日付け裁決書（厚生労働省発保0925第3号）において、「原処分で不開示とした部分のうち、審査請求のあった部分（別紙に掲げる部分）については、既に公にされている情報と認められ、法5条6号柱書きに該当せず、開示することが適当であると判断し、」「原処分は、これを変更し、別紙に掲げる部分を新たに開示する。」とし、2019年10月8日付け裁決に基づく開示の実施について（通知）（厚生労働省発保1008第17号）において、実際に開示している。

- c 2020年2月17日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0217第1号）

処分庁は、2020年1月16日付けの本件対象行政文書（原文ママ）について、2020年2月17日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0217第1号）において、本件対象不開示部分（原文ママ）に該当する部分を開示している。

- d 2021年3月24日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0324第3号）

処分庁は、2020年12月25日付け本件対象行政文書（原文ママ）について、2021年3月24日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0324第3号）において、本件対象不開示部分（原文ママ）に該当する部分を開示している。

- e 2022年3月29日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0329第1号）

処分庁は、2021年12月25日付け本件対象行政文書（原文ママ）について、2022年3月29日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0329第1号）において、本件対象不開示部分（原文ママ）に該当する部分を開示している。

- f 2023年3月27日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0327第7号）

処分庁は、2022年12月16日付け本件対象行政文書（原文ママ）について、2023年3月27日付け行政文書開示決定（厚生労働省発保0327第7号）において、本件対象不開示部分（原文ママ）に該当する部分を開示している。

- g 2024年1月26付け事務連絡「令和6年度における指導監査等について」

処分庁（保険局医療課医療指導監査室）は、2024年1月26日付け事務連絡「令和6年度における指導監査等について」において、2024年度の個別指導について、以下の取扱いを示している。

（引用開始）

## 2 個別指導

指導大綱どおり実施する。

ただし、令和4年度に集团的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和5年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和6年度の個別指導の対象となるが、令和5年度における新型コロナの影響を考慮し、令和6年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の4%程度）を選定の上、実施に当たっては、令和元年度に集团的個別指導を実施し、かつ令和3年度に高点数を理由とする個別指導の対象に該当していた保険医療機関等を実施対象とする。

（引用終わり）

h 2024年1月26日付け事務連絡「令和6年度における指導監査等について」

処分庁（保険局医療課医療指導監査室）は、資料「令和6年度都道府県個別指導対象機関の選定・実施について」の3ページ「令和6年度 都道府県個別指導対象機関の選定・実施の考え方（2）」において、2024年度の個別指導（高点数）の実施対象について、以下の考え方を示している。

（引用開始）

指導大綱 選定基準

- ① 令和4年度集团的個別指導を受けた保険医療機関等
- ② 令和5年度の請求実績（点数）が上位4%かつ基準平均以上
- ③ 令和6年度個別指導（高点数）対象として選定

実施対象

上記③の選定機関の中で、令和元年度に集团的個別指導を実施し、かつ令和3年度に高点数を理由とする個別指導の対象に該当していた保険医療医療（原文ママ）機関等

---

令和2年度の請求実績（点数）が上位4%かつ基準平均点以上  
↑

令和元年度集団的個別指導を受けた保険医療機関等（平成30年度の請求実績（点数）が上位8%）

---

○ コロナ以前は高点数に該当していなかったが、コロナの診療で高点数に該当した機関は実施対象から外れる。

○ コロナによる影響を受ける前からの請求実績（点数）が上位に該当していた機関は実施対象となる。

（引用終わり）

i 2025年1月27日付け事務連絡「令和7年度における高点数を理由とする個別指導について」

処分庁（保険局医療課医療指導監査室）は、2025年1月27日付け事務連絡「令和7年度における高点数を理由とする個別指導について」において、2025年度の個別指導について、以下の取扱いを示している。

（引用開始）

個別指導について、指導大綱どおり実施する。

ただし、令和5年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和6年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和7年度の個別指導の対象となるが、令和7年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の4%程度）を選定の上、実施に当たっては、令和元年度の平均点数が上位から概ね8%の範囲に位置する保険医療機関等を実施対象とする。

（引用終わり）

j 2025年1月「令和7年度 都道府県個別指導対象機関の選定・実施について」

処分庁が2025年3月6日付け厚生労働省発保0306第6号により開示した「令和7年度 都道府県個別指導対象機関の選定・実施について」の3ページ「令和7年度 都道府県個別指導対象機関の選定・実施の考え方（2）」において、2025年度の個別指導（高点数）の実施対象について、以下の考え方を示している。

（引用開始）

指導大綱 選定基準

① 令和5年度集団的個別指導を受けた保険医療機関等

② 令和6年度の請求実績（点数）が上位4%かつ基準平均

以上

③ 令和 7 年度個別指導（高点数）対象として選定  
実施対象

指導大綱選定基準に加えて、さらに「ふるい」にかけたものを「実施対象」とする。

上記③のなかで、令和元年度の請求実績（点数）が上位 8 % の範囲に位置する保険医療機関等（以下、「令和元年度上位 8 %」という。）を実施対象とする。

「令和元年度上位 8 %」とは、令和 2 年度集团的個別指導の「選定機関」に当該「選定」に際して「除外」された「取扱件数過少（レセ 30 件未満）機関」、「前年度又は前々年度に指導実施済の機関」を加えた医療機関等を指すものとする。

なお、令和 2 年度は新型コロナの影響を鑑みて、集团的個別指導を実施していないが、選定は行っているため、地方厚生（支）局は令和元年度の請求実績に係るデータを保有している。

- 新型コロナ以前は高点数に該当していなかったが、新型コロナの診療で高点数に該当した機関は実施対象から外れる。
- 新型コロナによる影響を受ける前からの請求実績（点数）が上位に該当していた機関は実施対象となる。

（引用終わり）

k 集团的個別指導の指導方法

処分庁（保険局医療課医療指導監査室）の「医療指導監査業務等実施要領（指導編）令和 5 年 4 月」（以下「実施要領指導編」という。）の 59 ページないし 60 ページには、以下の記載がなされている。

（引用開始）

5－（7）各種指導に係る業務（集团的個別指導） 5 指導当日の業務

（3）指導方法等（集団部分）

集団部分については、以下のとおり実施する。

- ① 保険診療等の取扱い及び診療報酬の請求等について、講習、講演等の方法で行う。
- ② 保険医療機関等に対し、以下のことを説明する。
  - ア 指導大綱第 4 の 3 に定める高点数保険医療機関等に該当していること
  - イ 高点数を選定対象とした理由は、客観的な選定方法に基づいて選定したものであること

- ウ 翌年度の実績においても高点数保険医療機関等に該当した場合は、翌々年度に個別指導の対象となること
- ③ 具体的な指導例としては、指導対象となった保険医療機関等について、保険医療機関等名を伏せた高点数順の一覧表を作成し、これに基づき診療傾向等の特徴を例示して指導する方法、特徴的なレセプトを用いて指導する方法等が考えられる。

(引用終わり)

#### 1 集団的個別指導等の選定の透明性の確保

処分庁（保険局医療課医療指導監査室）の「医療指導監査業務等実施要領（指導編）令和5年4月」（以下「実施要領指導編」という。）の59ページないし60ページには、以下の記載がなされている。

- ① 2017年（平成29年）6月6日付け医療指導監査室長事務連絡「保険医療機関等の診療科別平均点数一覧表の開示について」（実施要領法令編V通知等No.195）には、以下の記載がなされている。

(引用開始)

各都道府県の保険医療機関等の診療科別平均点数（以下「平均点数」という。）については、様々な関係者から開示の要望が寄せられています。つきましては、客観的な数値を公に明示することにより、集団的個別指導等の選定の透明性が一層図られること等から各地方厚生（支）局のホームページに掲載のうえ公表するよう対応方よろしくをお願いします。

また、保険医療機関等から平均点数について開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（略）第5条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（略）第8条に基づき開示しています。

このことを踏まえ、保険医療機関等の開設者または管理者から電話等により開示を求められた場合には、法令に基づく開示請求によらずとも回答することに差し支えはありません。（以下略）

(引用終わり)

- ② 実施要領指導編の56ページには、以下の記載がなされている。

(引用開始)

5－（7）各種指導に係る業務（集団的個別指導）3 保険医療機関等の診療科別平均点数一覧表の作成

(1) 一覧表の作成及び公表

毎年、保険医療機関等の診療科別平均点数一覧表の作成を行い、各局ホームページに掲載し公表する。

(2) 開示請求の取扱い

保険医療機関等から電話等により自院の点数について開示請求があった場合には、法令に基づく開示請求によらずとも回答すること。

この場合、開設者または管理者からの申し出があった場合に限り開示することとしているため、必ず本人であることを確認すること。

なお、一覧表を作成するためのレセプトの収集月や選定理由の開示については、情報公開法第5条第6項第イ（ママ）「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため不開示とする。

(引用終わり)

m 集団的個別指導を拒否した場合の対応及び欠席が認められる場合の正当な理由

実施要領指導編の58ページないし59ページには、以下の記載がなされている。

(引用開始)

5－(7) 各種指導に係る業務（集団的個別指導）5 指導当日の業務

(2) 出席の確認

① 管理者が出席できない場合は、理由書及びそれを証明できるもの（診断書等）の提出を求め、当該理由が正当な理由と判断される場合は、指導を延期し、原則として当該年度中に実施する。（中略）

② 集団的個別指導を正当な理由がなく欠席、あるいは拒否し、年度内に一度も出席しなかった場合は、翌年度の個別指導の対象とする。

③ （略）

【正当な理由の主な例】〔証明書類〕

① 管理者が入院している等、心身の状況に鑑み出席できない場合〔診断書〕

② 通知前に海外渡航することが決定しており、指導日まで帰国しない場合〔航空運賃の領収書及び旅行会社の日程表等〕

- ③ 冠婚葬祭（親族等に限る。）〔出席案内書等〕
- ④ 天災等により出席できない場合〔新聞記事等〕
- ⑤ 保険医等が災害救助法（略）の適用を受けた市町村において医療支援等に従事しているため、指導への対応が困難な場合〔派遣状況がわかるもの〕

【正当な理由として認められないもの】

- ① 連絡もなく指導会場に出席せず、指導開始時刻が経過した場合（ただし、出席しなかったことについて、後日その理由がやむを得ない事情として認められた場合を除く）
- ② 行政が必要として通知した資料の持参が著しく不足し、指導が困難な場合（ただし、不足分を含めて、改めて指導を希望する場合を除く。）
- ③ 行政が依頼した立会者は不要である等と主張し、その必要性に理解を示さず、出席しなかった場合。
- ④ 指導会場に来たものの、指導を受ける意思がないと認められる場合
- ⑤ 「通院加療中」等と診断書に記載されているのみで、出席することが困難であることが明らかでない場合
- ⑥ 弁護士の帯同ができない（弁護士の日程が空いていない、都合が悪い等）ことをもって出席できないとしている場合
- ⑦ 弁護士以外の第三者（知り合いの医師等）の帯同を出席の条件とし、その条件が満たされなければ出席できないと主張している場合
- ⑧ 単に標榜している診療日時であることのみを出席できない理由としており、緊急性がない場合
- ⑨ 上記のほか、指導の進行に当たり行政の指示に従わない場合

（引用終わり）

（イ）本件不開示部分に対する審査請求人の認否・反論

a 本件開示決定は、先例答申に反している

上記イ（ア）aに記載したとおり、情報公開審査会は、先例答申において、本件不開示部分（保険医療機関ごとの診療報酬明細書1件当たりの平均点数が高い順のデータの提供を求める対象期間。先例答申においては、「レセプト1件当たりの平均点数の算出基礎となるデータが、具体的にどの月のレセプトに基づくデータであるか」に該当する部分。）については、法5条6号柱書きには該当しないとの判断を示している。

b 本件不開示部分は、既に公にされている情報である

上記イ（ア） b ないし f に記載したとおり、処分庁は、過去の年度において、不開示部分に該当する情報を公にしており、本件不開示部分には「令和 6 年 4 月診療分から令和 6 年 9 月診療分まで」と記載されている事実が推定される。

本件不開示部分は、公にされている情報であり、法 5 条各号のいずれにも該当しない。

c 本件不開示部分は、法 5 条 6 号柱書きには該当しない

① 上記イ（ア） b ないし f に記載した事実から、以下の事が認められる。

i 2019 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関は、「平成 30 年 4 月診療分から平成 30 年 9 月診療分まで」の期間の平均点数をもとに選定されている。

ii 2022 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関は、「令和 3 年 4 月診療分から令和 3 年 9 月診療分まで」の期間の平均点数を基に選定されている。

iii 2023 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関は、「令和 4 年 4 月から令和 4 年 9 月診療分まで」の期間の平均点数をもとに選定されている。

iv 2022 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関のうち、2023 年度においても請求実績（点数）が上位 4 % かつ基準平均点以上で、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関数の上位より概ね半数以上に該当する保険医療機関は、「令和 4 年 4 月診療分から令和 4 年 9 月診療分まで」の期間の平均点数を基に選定されている。

② 上記イ（ア） g 及び h に記載のとおり、2024 年度に高点数を選定理由とする個別指導の実施対象となる保険医療機関は、下記 i 及び ii の両方の条件を満たす保険医療機関とされている。

i 2022 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関のうち、2023 年度においても請求実績（点数）が上位 4 % かつ基準平均点以上で、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関数の上位より概ね半数以上に該当する保険医療機関

ii 2019 年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関で、かつ、2021 年度に高点数を理由とする個別指導の対象に該当していた保険医療機関

2024年度の指導対象保険医療機関の選定に当たり、本件対象不開示部分（原文ママ）に係る情報が公にされている2019年度、2022年度及び2023年度の選定基準を用いたとしても、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じないのであれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きには該当しない。

- ③ 上記イ（ア） i 及び j に記載とおり、2025年度に高点数を選定理由とする個別指導の実施対象となる保険医療機関は、下記 i 及び ii の両方の条件を満たす保険医療機関とされている。

i 2023年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関のうち、2024年度においても請求実績（点数）が上位4%かつ基準平均点以上で、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関数の上位より概ね半数以上に該当する保険医療機関

ii 2019年度の請求実績（点数）が上位8%の範囲に位置する保険医療機関（2020年度集団的個別指導の対象保険医療機関。なお、集団的個別指導の選定に際して除外された取扱件数過少（レセ30件未満）保険医療機関及び前年度又は前々年度に指導実施済の保険医療機関を含む）

2025年度の指導対象保険医療機関の選定に当たり、不開示部分に係る情報が公にされている2019年度、2023年度の選定基準を用いたとしても、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じないのであれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きには該当しない。

- ④ 上記イ（ア） k に記載したとおり、処分庁は、本件不開示部分に該当する「保険医療機関等の診療科別平均点数一覧表を作成するためのレセプト収集月」については、法5条6項第イ（ママ）の「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため不開示とされていることから、本件不開示部分は、法5条6号柱書きには該当しない。

なお、健康保険法73条等に基づく保険医療機関等への指導及び保険医療機関等の診療科別平均点数一覧表の作成に係る事務は、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」には該当しないことから、本件不開示部分は、法5条6号イの不開示理由にも該当しないと考える。

- ⑤ 仮に、本件不開示部分が法5条6号柱書きに該当し、指導

事務の適正な遂行に支障が生じているのであれば、上記イ（ア）bないしfに記載したとおり、2018年度ないし2022年度の不開示部分は公にされているのであるから、処分庁が別件行政文書一部開示決定（2023年12月28日付け厚生労働省発保1228第8号及び2024年2月6日付け厚生労働省発保0206第1号）において開示した「【総合】とりまとめ反映結果【指導編】」には、実施要領指導編の2018年8月版から2023年4月版への改訂に当たり、地方厚生（支）局の職員から寄せられた修正意見等として、2023年度は本件対象不開示部分（原文ママ）を不開示とすることを求める意見若しくは指導事務の適正な遂行に支障が生じている事実が記載されていないはずである。

しかし、「【総合】とりまとめ反映結果【指導編】」には、本件対象不開示部分（原文ママ）を不開示とすることを求める意見若しくは指導事務の適正な遂行に支障が生じている事実は、記載されていない。（「【総合】とりまとめ反映結果【指導編】」の6ページには、実施要領指導編56ページの内容に対する意見が記載されているが、上記第1の2（2）（原文ママ）の引用部分に記載した「（2）開示請求の取扱い」に対する修正意見等は記載されていない。）。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号柱書きには該当しない。

d 原処分は、集团的個別指導の選定の透明性を確保する取り組みに反している

上記イ（ア）kに記載したとおり、処分庁は、集团的個別指導における保険医療機関等に対する指導内容の1つとして、「高点数を選定対象とした理由は、客観的な選定方法に基づいて選定したものであること」を説明としている。

そして、上記イ（ア）1に記載したとおり、処分庁は、保険医療機関等の開設者または管理者から自らの保険医療機関の平均点数について開示を求められた場合には電話等により回答すること、及び各都道府県における診療科別平均点数一覧表を各地方厚生（支）局のウェブサイトに掲載することについて、「客観的な数値を公に明示することにより、集团的個別指導等の選定の透明性が一層図られる」との考え方を示している。

本件不開示部分は、保険医療機関等ごとの平均点数を算出するための客観的な指標の1つであり、原処分を維持することは、

処分庁における集団的個別指導の選定の透明性を一層確保していくための取り組みに反している。

e 原処分は、行政手続法 8 条で規定されている理由提示の考え方に反している

① 健康保険法 7 3 条等の規定に基づき、保険医療機関及び保険医には、厚生労働大臣の指導を受ける義務があるとされており、上記イ（ア）m に記載したとおり、保険医療機関及び保険医が集団的個別指導を拒否すること（「弁護士の帯同ができないことをもって出席できないとしている場合」等を含む。）、あるいは正当な理由なく欠席すること（「単に標榜している診療日時であることのみを出席できない理由としており、緊急性がない場合」等を含む。）は、認められない取扱いとされている。

健康保険法 7 3 条等に基づく集団的個別指導も行政手続法に基づく行政指導であるから、集団的個別指導の内容はあくまでも保険医療機関及び保険医の任意の協力によってのみ実現されるもの（行政手続法 3 2 条）であるが、保険医療機関及び保険医には指導を受ける義務があるとされている以上、集団的個別指導の実施通知は、保険医療機関及び保険医に対して、地方厚生（支）局長が定めた指導の日時に指導会場に出頭し、かつ、指導を受けることを強制する「処分その他公権力の行使」ということになる。

そして、上記イ（ア）1 に記載したとおり、諮問庁が「客観的な数値を公に明示することにより、集団的個別指導等の選定の透明性が一層図られる」としていることは、健康保険法等の規定により保険医療機関及び保険医には厚生労働大臣の指導を受ける義務があるとしていることに対し、行政手続法第 8 条（理由の提示）の規定（…処分をする場合は…処分の理由を示さなければならない。ただし、…公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合で…、…これらに適合しないことが…明らかであるときは、…これを示せば足りる。）に基づいて、集団的個別指導の選定に係る客観的指標を示しているといえる。

本件不開示部分は、本件対象文書において、集団的個別指導等の選定に係る審査基準（診療報酬明細書等の 1 件あたりの平均点数の高い順）に係る数量的指標その他の客観的指標として明確に定められているものであるから、原処分を維持することは、行政手続法 8 条で規定されている理由提示の考え方に反し

ている。

- ② 法5条6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

上記d及びe①に記載した理由により、不開示部分について、法5条6号柱書き該当性を判断するに当たっては、行政手続法8条が規定する理由の提示の観点から、公益的な開示の必要性を比較衡量する必要があると考える。

## (2) 意見書

### ア 前提となる事実

前提となる事実を確認すると、次のとおりである。

- (ア) 2025年(令和7年)7月23日付け令和7年度(行情)答申第206号及び同第207号

情報公開審査会は、2025年(令和7年)7月23日付け令和7年度(行情)答申第206号及び同第207号(以下「先例答申A」という。)の第5の2において、以下の考え方を示している。

(引用開始)

### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

#### (1) 不開示維持部分

本件対象文書のうち、具体的な不開示維持部分は以下の部分であり、いずれも、地方厚生局において、翌年度に集団的個別指導の対象とする保険医療機関等を選定する際に、いつからいつまでの診療月に係る i)「医療費の動向」調査の基本データ及び ii) 診療報酬明細書1件当たりの平均点数等のデータを用いて検討するのかを示す部分である。

(中略)

#### (5) 以下、検討する。

ア 諮問庁は、不開示維持部分が法5条6号に該当する理由について、理由説明書(略)及び補足説明(略)のように説明する。

しかしながら、諮問庁の当該説明は、以下の理由により認めることができない。

- (ア) 諮問庁は、今般、補足説明(略)において、過去の一時期、ウェブサイトに類似する情報が掲載されていたことから診療月を開示していたが、改めて検討した結果、「対象年次(診療月)は直近の状況等によって変更し得る項

目」と判断変更したので、不開示維持部分の不開示を維持することが適当である旨説明する。また、不開示維持部分を仮に開示した場合、(略) 開示することによって次年度以降の対象年次（診療月）の推測を可能とし、指導対象とならないための画策が容易になることが危惧される旨を説明する。

(イ) しかしながら、毎年度、対象年次（診療月）が変更され得る場合、開示した場合の支障を検討するに当たっては、(略)、当該年度の対象年次（診療月）を開示すると、それによって次年度以降の対象年次（診療月）も明らかになる等の特段の事情のない限り、次年度以降に意図的な診療報酬請求の操作が行われ得ることを想定する必要はないこととなる。つまり、毎年度、対象年次（診療月）が変更され得る場合、特段の事情のない限り、飽くまでも、当該年度において意図的な診療報酬請求の操作が行われ得るかどうかを検討すれば足りることとなるところ、当該年度において意図的な診療報酬請求の操作が理論上可能となるのは、対象となる文書の作成後から対象となる診療月の末日までの間に開示決定がなされるケース等に限定されると考えられる。これを本件についてみるに、原処分が行われた時点では既に対象となる診療月は経過していたため、保険医療機関等は過去に遡って意図的な診療報酬請求の操作をすることはできず、また、本件において、対象となる診療月を開示することによって、次年度以降の対象年次（診療月）までもが明らかになると判断すべき等の特段の事情も見いだせない。

イ 以上のことから、不開示維持部分は法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(引用終わり)

(イ) 2024年（令和6年）5月24日付け令和6年度（行情）答申第84号

情報公開審査会は、2024年5月24日付け令和6年度（行情）答申第84号（以下「先例答申B」という。）の第5の2において、以下の考え方を示している。

(引用開始)

## 2 先例答申について

(1) ところで、本件においては、当審査会が、既に本件と同旨の

審査請求に係る諮問に対し、令和５年度（行情）答申第６０６号（以下「先例答申」という。）として判断を示していることが、当審査会に顕著である。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁としては、先例答申の第５に記載されている諮問庁の説明内容は、全て本件においても同趣旨を維持するとのことであった。

（２）そこで、以下においては、上記（１）に述べたところを前提として検討する。

（３）（略）

３ 本件対象文書の特定の妥当性について（略）

４ 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において改めて審議したところ、この点についても、先例答申における不開示部分の不開示情報該当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙３に記載した部分と同一である。（以下略）

（引用終わり）

イ 諮問庁が理由説明書で主張する事実に対する審査請求人の認否・反論

（ア）理由説明書（下記第３の３）「（５）不開示情報該当性について」ウについて

a 諮問庁は、理由説明書（下記第３の３（５）ウ）において、本件対象文書の不開示部分のうち、「利用する調査票情報の名称及び範囲」の年次等（本件不開示部分）については、法５条６号柱書きに該当すると説明しているが、認められない。その理由は、以下のとおりである。

b 本件対象文書は、上記ア（ア）に記載した先例答申Ａの別紙に記載されている「本件対象文書１（原処分１）」の年度違いの文書である。情報公開審査会は、先例答申Ａにおいて、「本件対象文書１（原処分）」の不開示部分については、法５条６号柱書きに該当しないとの判断を示している。

（a）仮に諮問庁が、先例答申Ａの第３及び第５の２（４）に記載されている諮問庁の説明内容について、全て本件においても同趣旨を維持するのであれば、審査請求人は、上記ア（イ）に記載した先例答申Ｂと同様に、本件は情報公開審査会において既に本件と同旨の審査請求に関する諮問に対して判断を示していることが顕著である事案に該当すると考える。先例答申Ａにお

ける不開示部分の不開示情報該当性に係る結論と判断を異にすべき事情が認められないのであれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当しないということになる。

(b) 仮に諮問庁が、先例答申Aの第3及び第5の2(4)に記載されている諮問庁の説明内容を本件において維持しないのであれば、審査請求人は、本意見書とは別に、諮問庁の当該説明に対する反論の機会を追加して設けるよう求める。

c なお審査請求人は、諮問庁の先例答申Aの第3及び第5の2(4)における説明内容は、全て本件においても同趣旨が維持されなければならないと考える。その理由は、以下のとおりである。

(a) 先例答申A及び本件開示決定に係る主な時系列は、以下のとおりである。

① 2024年3月18日、前年度(2024年度)の本件対象行政文書(原文ママ)の一部開示決定(厚生労働省発保0318第6号)。本件対象不開示部分(原文ママ)の「別紙の「4 利用する調査票情報の名称及び範囲」年次等について」と同一の部分について、法5条6号柱書きに該当するとして一部不開示。

② 2024年9月19日、諮問庁が情報公開審査会に諮問(令和6年(行情)諮問第1027号)。諮問に係る諮問庁の理由説明書の第3「(5) 不開示情報該当性について」ウの記載内容は、本件理由説明書と同一である。

③ 2025年5月15日、本件行政文書(原文ママ)一部開示決定(原処分、厚生労働省発保0515第3号)。

④ 2025年7月23日、情報公開審査会が先例答申Aを諮問庁に交付。

⑤ 2025年9月18日、2024年3月18日付け厚生労働省発保0318第6号を取り消すと裁決(厚生労働省発保0918第3号)。

⑥ 2025年9月24日、同年9月18日付け裁決に基づく2024年度の本件対象不開示部分(原文ママ)の追加開示の実施について通知(厚生労働省発保0924第1号)。

⑦ 2025年10月3日、諮問庁が情報公開審査会に諮問(令和7年(行情)諮問第1130号)。

⑧ 2025年10月31日、審査請求人が2024年度の本件対象行政文書(原文ママ)を収受。

(b) 上記のとおり、本件開示決定(上記③)は、先例答申Aが交

付（上記④）される以前に行われていることから、本件対象不開示部分（原文ママ）の理由説明については、先例答申Aと同趣旨ということになる。

（c）あわせて、本件諮問（上記⑦）は、審査請求人が前年度の本件対象行政文書（原文ママ）を収受した日（上記⑧）以前に行われており、本件諮問の時点において前年度の本件対象不開示部分（原文ママ）は公にされていないことから、本件対象不開示部分（原文ママ）の不開示情報妥当性を検討するにあたり、本意見書の提出時点において、前年度の本件対象不開示部分（原文ママ）が公にされている事実を考慮する必要はないと考える。

d 上記c（a）に記載した経緯により、諮問庁は、2024年度の本件対象行政文書（原文ママ）における本件対象不開示部分（原文ママ）を開示したにも関わらず、2024年度の本件対象文書に係る原処分における理由説明書の第3（5）と同一の説明で、本件不開示部分を不開示としている。審査請求人は、諮問庁に対し、当該同一の説明で本件不開示部分を不開示とした理由について、より詳細な説明を求める。具体的には、以下のとおりである。

諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（5））において、法5条6号柱書きに基づき、「（不開示部分を）公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と説明しているが、「当該事務又は事業の性質」について、諮問庁は、指導大綱において、「診療（調剤を含む）の内容又は診療報酬の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図る」ことを目的とし、関係する省令・告示等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを指導方針としており、指導の目的及び目的達成のための手法等を示している。

理由説明書（下記第3の3（4））に記載されているとおり、「地方厚生（支）局及び都道府県が、保険医療機関等に対して令和7年度に集団的個別指導を実施するための基礎資料として（略）保険医療機関等の医療費統計を作成するため」、集団的個別指導を実施する手法等について、指導大綱に示された規定以外に考慮すべき特別な「当該事務又は事業の性質」があるのであれば、これを公にしよう求める。同様に、指導大綱に示さ

れた規定以外に考慮すべき特別な法的保護に値する蓋然性を有する「支障」及び「おそれ」があるのであれば、これを公にするよう求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年4月18日付け（同日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対し、法3条の規定に基づき、下記のとおり、行政文書に係る開示請求をした。

- ・ 厚生労働省保険局医療課長が保険局調査課長に発出した「集団的個別指導の対象となる保険医療機関及び保険薬局の選定に係る調査票情報（「医療費の動向」の基本データ）の提供について（申出）」の最新版（2023年12月8日付け同事務連絡よりも後に発出されたもの）

(2) これに対し、処分庁は、令和7年5月15日付け厚生労働省発保0515第3号により、一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年7月8日付け（同月11日受付）で本件審査請求をした。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

処分庁は、上記1(1)の請求内容に該当する行政文書を探索したところ、別紙に掲げる文書（本件対象文書）を本件開示請求の対象文書として特定した。

##### (2) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関等において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこと

とされている。

(3) 保険医療機関等に対する指導について

指導とは、健康保険法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対して、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものであり、具体的には、平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知の別添1「指導大綱」により実施している。

指導の形態としては、集団指導（保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、集団的個別指導（保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて共通的な事項について講習等の方法により実施した後、個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び個別指導（保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

このうち、集団的個別指導は、前述の集団的個別指導の対象となる保険医療機関及び保険薬局の選定に係る調査票情報（「医療費の動向」調査の基本データ。以下「調査票情報」という。）等を基に算出した診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（以下、併せて「診療報酬明細書等」という。）の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等について、1件当たりの平均点数が高い順に選定する。

(4) 本件対象文書について

本件対象文書は、地方厚生（支）局及び都道府県が、保険医療機関等に対して令和7年度に集団的個別指導を実施するための基礎資料として、保険局医療課医療指導監査室において、保険医療機関等が診療報酬明細書等の提出先である社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会が保有する「調査票情報」より情報を得て、保険医療機関等の医療費統計を作成するためのものである。

(5) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書の不開示部分においては、「調査票情報の利用者の範囲」の氏名及び役職名を記載しており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものである。

したがって、これらの情報は、法5条1号に該当する。

イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書の不開示部分においては、「調査票情報の利用者の範囲」の法人名を記載しており、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イに該当する。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

本件対象文書の不開示部分においては、「利用する調査票情報の名称及び範囲」の年次等を記載しており、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当する。

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））のア等において、原処分の本件不開示部分が、法5条6号柱書きの不開示情報に該当しない旨を主張しているが、本件対象文書の不開示該当性は上記（5）ウで述べたとおりであり、審査請求人の主張は、原処分の結論を左右するものではない。

4 結論

よって、本件審査請求は、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年10月3日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日     | 審議            |
| ④ 同年11月17日  | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和8年6月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月25日     | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示を維持することが適当である旨説明する。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げるとおり、保険局医療課長から同局調査課長宛て令和6年12月11日付けの事務連絡であり、諮問庁の説明（上記第3の3（4））によれば、地方厚生（支）局及び都道府県が、保険医療機関等に対して令和7年度に集団的個別指導を実施するための基礎資料として、保険局医療課医療指導監査室において、保険医療機関等が診療報酬明細書等の提出先である社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会が保有する「調査票情報」から情報を得て、保険医療機関等の医療費統計を作成するためのものである。

### (2) 不開示部分は、(i)「3 調査票情報の利用者の範囲」②及び(ii)

「4 利用する調査票情報の名称及び範囲」の「(2) 年次等」の「年」及び「月」の記載であるが、このうち、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は、上記(ii)であることが認められ、当該部分が原処分において法5条6号柱書きに該当すると判断されている。

### (3) 本件不開示部分について、審査請求人は、種々の視点から法5条6号柱書きに該当しない旨主張し、これに対して諮問庁は、同号柱書きの不開示理由に該当する旨説明するが、令和7年7月23日に答申した令和7年度（行情）答申第206号及び同第207号では、本件と同様に、保険局医療課長から同局調査課長宛て令和5年12月8日付け事務連絡「集団的個別指導の対象となる保険医療機関及び保険薬局の選定に係る調査票情報（「医療費の動向」調査の基本データ）の提供について（申出）」に記載されていた、提供を求めたデータの対象年次（診療月）の開示・不開示が争点となっており、当審査会としての判断を示している。

すなわち、当該答申で、当審査会は、以下のように、データの対象年次（診療月）が、従来の固定されたものから「変更し得る項目」へと取扱いが変更されたことを踏まえ、原処分の時点で既に対象となる診療月を経過している場合には、特段の事情のない限り法5条6号柱書きに該当しないと判断している。

#### 【令和7年度（行情）答申第206号及び同第207号（抜粋）】

(ア) 諮問庁は、今般、補足説明（略）において、過去の一時期、ウェブサイトに類似する情報が掲載されていたことから診療月を開示していたが、改めて検討した結果、「対象年次（診療月）は直近の状況等によって変更し得る項目」と判断変更したので、不開示維持部分の不開示を維持することが適当である旨説明する。また、不開示維持部分を仮に開示した場合、(略)、開示することによって次年度以降の対象年次（診療月）の推測を可能とし、指導対象とならない

ための画策が容易になることが危惧される旨を説明する。

(イ) しかしながら、毎年度、対象年次（診療月）が変更され得る場合、開示した場合の支障を検討するに当たっては、(略)、当該年度の対象年次（診療月）を開示すると、それによって次年度以降の対象年次（診療月）も明らかになる等の特段の事情のない限り、次年度以降に意図的な診療報酬請求の操作が行われ得ることを想定する必要はないこととなる。

つまり、毎年度、対象年次（診療月）が変更され得る場合、特段の事情のない限り、飽くまでも、当該年度において意図的な診療報酬請求の操作が行われ得るかどうかを検討すれば足りることとなるところ、当該年度において意図的な診療報酬請求の操作が理論上可能となるのは、対象となる文書の作成後から対象となる診療月の末日までの間に開示決定がなされるケース等に限定されると考えられる。

これを本件についてみるに、原処分が行われた時点では既に対象となる診療月は経過していたため、保険医療機関等は過去に遡って意図的な診療報酬請求の操作をすることはできず、また、本件において、対象となる診療月を開示することによって、次年度以降の対象年次（診療月）までもが明らかになると判断すべき等の特段の事情も見いだせない。

イ 以上のことから、不開示維持部分は法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(4) 本件においても、原処分の時点（令和7年5月15日）では、本件不開示部分に記載されている、求めるデータの対象期間（診療月）を既に経過していることが認められ、また、諮問庁は、本件不開示部分の対象期間（診療月）を開示することによって次年度以降の対象期間（診療月）も明らかになる等の特段の事情について説明するものでもないので、本件不開示部分は法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙 本件対象文書

保険局医療課長から同局調査課長宛て令和6年12月11日付け事務連絡  
「集団的個別指導の対象となる保険医療機関及び保険薬局の選定に係る調査  
票情報（「医療費の動向」調査の基本データ）の提供について（申出）」